

首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

この協議会の名称は、「首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会」（以下「協議会」という。）とする。

第2条（目的）

協議会は、首都圏における建設副産物小口巡回共同回収システム（以下「システム」という。）の個々の要素の仕様、関係法令上の位置づけ、情報化手法及び建設副産物の分別手法等を具体化し、本協議会に参加する排出事業者、収集運搬業者、処分業者及び行政機関等の関係者でこれらを合意することを目的とする。

第3条（組織）

協議会には、前条の目的を達成するため、協議会の他、分科会と事務局を設置する。

第2章 会員

第4条（会員）

協議会の会員は、正会員と行政会員と特別会員で構成される。

- 2 正会員は、法人、団体又は研究機関とする。
- 3 行政会員は、国の機関又は地方公共団体とする。
- 4 特別会員は、会長が指名した者とする。

第5条（入会）

協議会に入会しようとする者は、書面をもって入会を事務局に申し込み、事務局の承認を得なければならない。

- 2 事務局は、協議会の目的に照らし、会員として不適格と認められる場合は、入会を承認してはならない。
- 3 正会員として協議会に入会しようとする者は、以下（1）～（5）のいずれかに該当し、かつ（6）に該当しなければならない。
 - （1）社団法人であること。
 - （2）財団法人であること。
 - （3）主に社団法人または財団法人から構成される団体であること。
 - （4）（社）日本建設業団体連合会、（社）建築業協会、（社）日本土木工業協会、（社）全国建設業協会、（社）住宅生産団体連合会、（社）全国解体工事業団体連合会、（社）日本空調衛生工事業協会、（社）全国産業廃棄物連合会又は関東建設廃棄物協同組合のいずれかから推薦された法人であること。
 - （5）学校法人の研究機関であること。
 - （6）本社等の所在地が首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）内であること。

4 行政会員として協議会に入会しようとする者は、以下(1)(2)のいずれかに該当しなければならない。

(1) 国の機関にあっては、内閣官房都市再生本部、国土交通省又は環境省であること。

(2) 地方公共団体にあつては、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市又はさいたま市の建設部局又は環境部局であること。

第6条(退会)

会員は、書面による申し出により、退会することができる。

2 会員が協議会の目的に著しく反する行為をした場合、又は第13条(運営の原則)に反する行為をした場合は、事務局がこれを退会させることができる。

3 前項の規定により会員を退会させようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 会議、運営体制

第7条(役員)

協議会に会長1名、副会長若干名を置き、個々の分科会に分科会長1名を置き、事務局に事務局長1名を置く。

2 会長は会員の互選により選出するものとし、その任期は協議会の活動が終了するまでとする。

3 副会長、分科会長は、会長が指名する。

4 事務局長は、国土交通省関東地方整備局企画部技術調査課長とする。

5 役員は無報酬とする。

第8条(役員の職務)

会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長に代わって会務を掌理する。

3 分科会長は、分科会の会務を統括する。

4 事務局長は、事務局の事務を統括する。

第9条(事務局)

事務局は、協議会への入退会申し込みの受付及び入退会の承認、会員への諸連絡、協議会及び分科会の開催に関する事務等を行う。

2 事務局の名称は「首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会事務局」とし、国土交通省関東地方整備局企画部技術調査課(埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館18F)内に置く。

3 事務局は、国土交通省関東地方整備局企画部、(財)日本建設情報総合センター、(財)先端建設技術センターの実務者及び事務局長が指名する者で構成する。

第10条（分科会）

協議会には、以下の3つの分科会を設置する。

- （1）システムを構成する個々の要素について、望ましい仕様を明確にするとともに、関係法令上の位置づけを明確にするために設置する、「システム運営・制度検討分科会」。
- （2）建設副産物のトレーサビリティやシステムの透明性を確保するための情報化の手法を明確にするために設置する、「情報化検討分科会」。
- （3）建設副産物の分別手法を明確にするために設置する、「分別排出方法検討分科会」。

2 分科会は、分科会長と分科会長が指名した者により構成される。

第11条（協議会）

分科会から上程された検討成果について審議し、その承認を行うため、協議会を開催する。

- 2 協議会は、会長、副会長、会員により構成される。
- 3 協議会は、正会員と行政会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 協議会の議案の議決方法は、協議会において議案毎に定める。

第12条（費用）

会員から費用の徴収は行わない。

第13条（運営の原則）

会員は、協議会の活動を通じて知り得た他の会員の機密を漏らしてはならない。

- 2 協議会の活動により得られた成果は、秘密保持されることを前提に開示された情報を除き、公開することを原則とする。
- 3 協議会の成果にかかる知的所有権の扱いは、協議会にて定める。
- 4 議事の公開内容・方法については、別途協議会にて定める。

第14条（規約の変更）

本規約は、第11条第4項（協議会）により議決を得た場合に変更できる。

第15条（解散）

協議会は、第2条の目的を達成したとき、第11条第4項（協議会）の議決を得て解散する。

第16条（雑則）

この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、事務局が別途定める。

附則

この規約は、平成17年6月15日から施行する。

改正 平成18年10月20日から施行する。